

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社、グループは、経営を効率化し経営責任を適切・公正に遂行するために、絶えず経営の管理体制および組織や仕組みの見直しと改善に努めております。
株主をはじめ広く関係者の皆様に対し、一層の経営の透明性と公正性を高め、その負託に応えることが経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】重要

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】
議決権の電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、議決権の行使状況や外国人株主比率等のほか、費用対効果も勘案しながら、今後検討してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】
当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置づけ、安定的かつ継続的に業績に見合った成果の配当を行うことを方針としております。なお、資本政策に関する基本方針については、今後策定でき次第公表いたします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】
今後は外国人株主比率の推移を勘案しながら、判断いたします。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】
中期経営計画については、社内で策定していたものの情勢が大きく変化したことから修正しております。策定でき次第公表いたします。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】
取締役及び執行役員の報酬は、現在現金報酬のみとなっておりますが、今後、自社株報酬の導入について検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は、経営の監視機能を果たすに足る知識、経験、能力を有しております。また、各独立社外取締役は取締役会においても積極的に意見を述べており、その責務を十分果たしております。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は、取締役会においても積極的に意見を述べており、必要に応じて各取締役や経営陣と話し合いの場を設ける等、連携が十分に図られていることから「筆頭独立社外取締役」を設置する予定はありません。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】
当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、また重要な事項を検討するにあたり、適切な関与・助言をいただいております。その責務を十分果たしております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会においては、業務執行に係る重要事項等について活発な議論、決議がされております。取締役会の運営状況は取締役会規程に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。取締役会での審議に先立ち、経営会議にて、問題点・課題・リスク及びその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めております。今後は、取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果の概要開示について検討してまいります。
監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査結果を報告しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、経営戦略や経営計画等について、決算説明会等を通じて機関投資家の皆様へ説明しております。また、中期経営計画については、策定でき次第公表いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】重要

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式については、発行会社との取引の維持・強化及び企業価値維持の観点から保有することとしております。
政策保有株式に係る議決権行使につきましては、議案内容を十分精査し適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社が当社役員と取引を行う場合には、社内規程に基づき当該取引について取締役会にて承認を得ることとしております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、社内規程に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会にて承認を得ることとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)経営理念は当社ホームページに掲載しております(<http://www.katakuraco-op.com/profile/management.html>)。
(2)当報告書1の「基本的な考え方」をご参照願います。
(3)各取締役の報酬については、取締役会が、近年の役位別報酬金額の実績を参考に企業業績を反映させ、株主総会で決議された月額限度額の範囲内で具体的な金額を決定しております。なお、取締役報酬の水準については、従業員給与の水準や同規模企業の役員報酬水準調査等も参考に、必要に応じて見直すことになっております。執行役員の報酬についても、近年の役位別報酬金額の実績を参考に、業績の評価を反映し、決定しております。
(4)執行役員及び取締役候補者の選任については、経営会議、取締役会において、人格、見識、役割に応じた能力、全部門のバランス等を考慮し、適任であると判断した者から選定しております。また、監査役候補者の選任については、人格、豊富な業務経験、専門知識、役割に応じた能力等を考慮し、適任であると判断した者を監査役会の同意を得て選定しております。
(5)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由、略歴等については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】
当社の取締役会は、取締役会規程、取締役権限規程に定められた決議事項、報告事項について必要な経営判断を行っております。執行役員、経営幹部は、業務分掌規程、職務権限規程で定められた責任範囲に基づき、各会議体等を通じて業務執行しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役10名のうち独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、経営の監視機能を果たすに足る知識、経験、能力を有しており、取締役会において積極的に意見を述べており、その責務を十分果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役は、会社法上の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、各分野での豊富な経験と高い見識に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、研究開発、製造、生産技術、販売、経営、財務等、各分野において、豊富な経験、高い見識、多様な専門的知識を有した者で構成し、独立社外取締役を選任することで、客観的な立場からの意見を経営に取り入れることとしており、取締役会全体としてバランス、多様性に配慮した構成としております。また、取締役の人数は12名以内と定款で定めております。手続きについては、「原則3-1」に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役の重要な兼職状況は、株主招集通知、有価証券報告書に毎年記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役に対して、その求められる役割・責任を適切に果たす上で必要な知識や情報等の習得について、外部トレーニングの機会を提供するとともに適宜研修会等に自ら参加し研鑽に努めることとしております。また、その必要な費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、年に1回決算説明会を実施し、機関投資家の皆様に対して当社の現況や経営戦略の説明を行い、株主・機関投資家との対話の基盤となる情報開示を積極的に行っております。その上で、株主からの個別の問い合わせや機関投資家からの対話要請があった場合には、IR担当部署である総務人事部が窓口となり、経営陣幹部と総務人事部が一体となって個別に対応しております。また、IR担当部署、財務部門、経営管理部門と連携して適時・適切な情報開示に努めるとともに、インサイダー情報管理に関する規程を定め、決算発表前のインサイダー情報の管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
全国農業協同組合連合会	10,613,900	20.89
丸紅株式会社	10,168,789	20.01
農林中央金庫	1,726,601	3.39
ラサ工業株式会社	1,377,000	2.71
三菱レイヨン株式会社	1,375,000	2.70
三菱瓦斯化学株式会社	1,362,900	2.68
株式会社みずほ銀行	1,053,587	2.07
三菱商事株式会社	873,779	1.71
共栄火災海上保険株式会社	621,500	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	511,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤井 政志	他の会社の出身者								○			
竹内 彰雄	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 政志	○	三菱瓦斯化学株式会社 取締役常務執行役員	藤井政志氏は、三菱瓦斯化学株式会社取締役常務執行役員として、化学品業界大手における業界情報や化学品メーカーとしての有用情報、参考意見を当社の経営に活かしております。そのため、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。 また、同氏は三菱瓦斯化学株式会社の取締役常務執行役員の任についておりますが、取引関係の規模、性質に照らし合わせると当社への過大な影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役でありますので、独立役員に選任いたしております。
竹内 彰雄	○	片倉工業株式会社 取締役会長	竹内彰雄氏は、片倉工業株式会社取締役会長として、大会社の経営者として見識ある立場からの助言や外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に資するところが大きいことから当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。また、当社の主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の出身者ですが、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの常勤監査役を平成16年6月に退任し既に相当の年数が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはありません。さらに、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社への過大な影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役でありますので、独立役員に選任いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は会計監査人から会計監査状況を聴取するほか、各店所監査に同行し、その監査手続等を確認しております。
監査役と会計監査人は、必要に応じて随時会合・意見交換を実施しております。
業務の実施部署から独立した社長直轄の組織として監査室を設け、本社・各支店/工場・グループ会社の内部監査を事業所毎に年1回以上実施し、その結果を代表取締役および監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐竹 孝一	他の会社の出身者									△				
安田 忠孝	他の会社の出身者							○		○				
鹿島 浩二	他の会社の出身者									○				
森 茂	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐竹 孝一		元 丸紅建材株式会社 取締役常務執行役員	佐竹孝一氏は、総合商社の経理部門において業務経験を有し、豊富な専門知識と経験により、監査全般に対し客観的な立場で公正な監査を行っていただいていることから、当社の社外監査役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
安田 忠孝		全国農業協同組合連合会 参事	安田忠孝氏は、全国農業協同組合連合会参事の要職にあり、専門分野において培った幅広い業務経験・見識を活かした監査を図ることを期待し、当社の社外監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
鹿島 浩二		丸紅株式会社 人事部長	鹿島浩二氏は、丸紅株式会社の要職にあり、総合商社における事業会社管理のノウハウを活かした監査を行っていただいていることから、当社の社外監査役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。
森 茂	○	コービル管理会 常務理事	森 茂氏は、当社の主要取引銀行である農林中央金庫の業務執行者の経験を有し、経営者として見識ある立場から当社の経営に助言をいただいております。また、当社の社外監査役として引き続き適切に業務を執行していただけるものと判断いたしました。また、当社の主要取引銀行である農林中央金庫の出身者ですが、平成21年6月に農林中央金庫システムシステム運営部長を退任し既に相当の年数が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはありません。さらに、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社への過大な影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役でありますので、独立役員に選任いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬額を取締役の経歴や実績に併せてインセンティブの要素も加味し総合的に判断し、決定しております。現在取締役の報酬は現金報酬のみとしておりますが、今後自社株報酬の導入について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、平成27年6月26日開催の定時株主総会の決議により、月額限度額を160万円以内としております。各取締役の報酬については、取締役会が、近年の役位別報酬金額の実績を参考に企業業績を反映させ、株主総会で決議された月額限度額の範囲内で具体的な金額を決定しております。

取締役報酬の水準については、従業員給与の水準や同規模企業の役員報酬水準調査等も参考に、必要に応じて見直すことになっております。

取締役(社内)に支払った報酬の総額 235百万円(平成28年3月期)
取締役(社外)に支払った報酬の総額 3百万円(平成28年3月期)

上記報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対するサポートについては、随時、経営企画部にて対応しております。
また、社外監査役に対するサポートについては、監査役室にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜取締役会＞

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)から構成され、監査役6名(うち社外監査役4名)が陪席し、法令及び当社定款に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議し議決しております。原則月1回開催され、会長が議長を務めております。さらに取締役会では取締役の業務執行状況を監督するため、取締役より定期的に報告を受けております。また、取締役の経営責任を明確化するとともに経営環境の変化に対応できる経営体制を迅速に構築することを可能とするため、取締役の任期を1年としております。(平成29年3月期 12回開催)

＜経営会議＞

経営会議は、常勤取締役8名、常勤監査役3名からなり、経営に関わる方針及び全社的重要事項等を審議し議決しております。
必要に応じ取締役を兼務しない執行役員11名が陪席し、原則月2回開催され、社長が議長を務めております。(平成29年3月期 23回開催)

＜執行役員制度＞

執行役員制度は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化により、効率的な経営と競争力の向上を図ることを目的として導入し、取締役兼務執行役員6名を含む17名の執行役員を選任しております。

＜監査役会＞

監査役会は、監査役6名(うち社外監査役4名)からなり、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査結果を報告しております。
なお、各監査役は監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席や業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行の監査を行っております。監査役室 室員1名が陪席し、年4回以上開催され、議長は監査役会が予め指名する常勤監査役が務めております。(平成29年3月期8回開催)

＜支店長会議＞

支店長会議は、常勤取締役、支店長及び連結子会社社長などをもって構成され、必要に応じ常勤監査役が陪席し、経営方針の意思統一を図るとともに、予算・決算に関する事項ならびに各支店の業務執行に関する事項の審議・指示・報告を行っております。原則月1回開催され、肥料本部長が議長を務めております。(平成29年3月期 9回開催)

＜全体会議＞

全体会議は、支店長会議を拡大し、社長主催にて原則年2回開催しております。常勤取締役、部店所長、工場長及び、連結子会社社長などをもって構成され、常勤監査役が陪席し、経営方針の意思統一を図るとともに、部店所毎の前期総括、予算・決算・施策に関する事項並びに、業務執行に関する事項の審議・指示・報告を行っております。(平成29年3月期 2回開催)

一方、内部統制システム及びリスク管理体制として、当社は会計監査人と監査役による会計監査・業務監査のほかに、監査室を設置し、内部監査を通して被監査部門に対する改善指導を行うなど、内部監査体制の充実を図っております。また、監査役室を平成18年4月に設置し、監査役会の事前の同意を得たうえで必要な人員を配置しております。更に、監査役会において各監査役の協議のもと内部統制の有効性を検証しております。

＜内部監査＞

業務の実施部署から独立した社長直轄の組織として、現在2名で構成されている監査室を設け、本社・各支店/工場・グループ会社の内部監査を行っております。事業所毎・グループ会社毎に年1回以上実施し、その結果を代表取締役および監査役会に報告しております。

＜会計監査＞

会計監査は、監査法人大手門会計事務所が実施しており、監査役は監査法人大手門会計事務所と綿密な情報交換を行い、監査体制の充実を図っております。

平成29年3月期において監査業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員植木暢茂、同・同社員中村尋人、同・同社員佐藤裕治の3氏及び監査業務に係る補助者(公認会計士)5名であります。

尚、当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案することを方針としております。

また、当社グループは、コンプライアンスを社会に対する経営の最重要責務と考え、上記の内部監査体制のほかコンプライアンス委員会、内部統制推進委員会、安全衛生環境委員会、品質管理委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの徹底と内部統制体制の充実を図り、企業活動における法令遵守、公平性、倫理性を確保しております。加えて与信リスクなどの管理を目的とする「審査・法務・知財課」を設置するなど、適切なリスク管理と内部情報管理を進めるための社内体制を構築しております。

＜責任限定契約の内容の概要＞

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としておりま

す。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

＜取締役の定数＞

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

＜取締役の選任決議要件＞

1. 当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

2. 当社は、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

＜株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項＞

1. 当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

2. 当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

＜株主総会の特別決議要件＞

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役10名のうち社外取締役が2名、監査役6名のうち社外監査役が4名で構成され、社外役員に期待される、より専門的な知識・経験や情報による助言機能および客観的な立場による監督機能について十分に行使ができる体制であり、内部統制推進委員会、コンプライアンス委員会などについても設置していることから、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より前倒し発送を実施

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年5月24日予定	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、電子公告	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	基本理念「企業活動を通して社会に貢献する」行動規範「創造と挑戦」、「安全と安心」、「公明正大」
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを活用した迅速な情報開示を実施。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業理念を果たすため、「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、研修等を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの徹底を図っております。
さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めております。
ロ. 当社は、業務実施部署から独立した社長直轄の組織として監査室を設け、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、本社・各支店・工場、グループ会社の内部監査を行っております。監査は事業所毎・グループ会社毎に年1回以上実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、取締役会規程、文書管理規程等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧、謄写できるものとしております。
- (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社は、コンプライアンス、情報システム、安全・環境、災害、品質、信用等に係るリスクについては、各部署の長をリスク管理責任者として、当該部署におけるリスク管理を適切に行っております。また、リスク管理責任者は、リスク発生が差し迫っていると認知した場合及び具体的リスクが発生した場合は、所管本部長及びコンプライアンス委員会に報告するとともに、損失の回避、極小化のための措置を講じることによりしております。
ロ. 子会社に関するリスクについては、当社の取締役、監査役及び使用人を子会社の役員として派遣させることにより、取締役会等の会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っております。
- (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役への業務委嘱、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等においてそれぞれの権限及び責任を明確化し、適正かつ効率的に職務執行される体制の構築に努めております。また、取締役会において執行役員の選任と業務委嘱を決定し、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
ロ. 当社は、取締役で構成する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び定款、取締役会規程に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項を審議、決定しております。また、取締役の業務執行の状況を監督するとともに取締役から月次の業績等、職務執行の状況の報告を受けております。
ハ. 当社は、常勤取締役及び常勤監査役、必要に応じて陪席する執行役員で構成する経営会議を原則として毎月2回開催し、経営に関わる基本方針及び全社的重要事項を審議、決定しております。
- 二. 当社は予算管理規程等に基づき中期事業計画並びに単年度予算を策定し、経営方針を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図っております。また、執行役員制度の導入により、取締役会の監督機能強化と意思決定の迅速化を行い、効率的な経営と競争力の向上を図っております。
- ホ. 子会社においては、子会社の取締役会等にて経営効率の最適化をはかるとともに全体会議、予算ヒアリング等を通じて、連携を図っております。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ会社全体のコンプライアンス体制を構築し、グループ会社における業務の適正を確保しております。
ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、管理担当部門は、各関連部署と連携し、担当するグループ会社の経営状況及び経営計画の把握に努め、適宜経営指導を行う等の管轄管理を行うほか、必要に応じ当社の取締役、監査役及び使用人をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行っております。
ハ. グループ会社においては「関係会社管理規程」に従い、連結子会社は、毎月1回決算・経営状況等を当社に報告し、非連結子会社は3ヶ月毎に決算・経営状況等を当社に報告する体制をとっております。また、監査役は、関係会社監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行っております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役を補助すべき使用人として、「監査役室」を置き、監査役会の事前の同意を得たうえで必要な人員の配置を行っております。
- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社においては、当該使用人の業務は、監査役の指示事項を優先させるものとし、人事異動、人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮しております。
- (8) 当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
ロ. 当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるとき、又は法令・定款に違反するおそれがあるときは、取締役及び使用人が、監査役に報告を行い、子会社においては、子会社の取締役、監査役及び使用人は、管理担当部門への報告と合わせて監査役に報告を行います。
ハ. 当社は、報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して周知徹底します。
- 二. 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて説明を求めております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は、監査役が監査役監査基準に準拠し監査の円滑なる運営を図るため、適切な対応を行っております。
ロ. 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- (10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応することを当社の行動基準(グループ・コンプライアンス・マニュアル)に定め、全役職員に周知徹底しております。反社会的勢力に対しては総務人事部を対応部署とし、警察当局、顧問弁護士など外部の専門機関との連携を緊密にし、各種研修活動への参加を通じて情報収集を行い、不当な要求に対し、適切に対処できる体制の整備、運用を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○当社の業務執行・経営の監視および内部統制体制の模式図は次の通りです。

